

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、観音寺都市計画道路事業について次のとおり公告する。

平成26年2月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 都市計画事業の種類及び名称

平成15年四国地方整備局告示第4号観音寺都市計画道路事業3・4・8号中央村黒線

2 施行者の名称

香川県

3 事務所の所在地

高松市番町4丁目1番10号

4 事業地の所在

収用の部分 平成15年四国地方整備局告示第4号及び平成19年四国地方整備局告示第95号の事業地に茂木町3丁目を加える。

使用の部分 変更なし